

平成22年度予算執行計画

I. 予算監視・効率化の推進体制

1. 予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）

（1）チームの構成

- ① チームリーダーは長浜副大臣、サブリーダーは山井大臣政務官とする。
- ② 事務局長は官房長とし、事務局長代理は総括審議官及び政策評価審議官とする。
- ③ 事務局次長は大臣官房会計課長、大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房地方課長、政策評価官とし、事務局次長代理は大臣官房参事官（会計担当）、大臣官房参事官（人事担当）、大臣官房参事官（総務担当）、大臣官房参事官（地方担当）とする。
- ④ その他チームメンバーは別紙1の職にある者とする。

（2）外部有識者の参画

- ① チームに参画する外部有識者
 - ・長崎 武彦（新日本有限責任監査法人相談役）
 - ・井出 健二郎（和光大学経済経営学部教授、東京医科歯科大学大学院講師）
- ② 外部有識者の役割
外部有識者は、チームが果たすべき予算執行にかかる取組みが適切かつ十分に機能しているか、また、その結果、厚生労働省全体として予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上が図られているかについてアドバイザーの役割を担う。

（3）チームの業務

チームは、予算執行計画の策定とその進捗管理・自己評価、予算執行に関する情報開示及び予算執行上の重要な決定等についての事前審査等の予算監視・効率化に向けた取組みを行う。

（4）チームの開催

- ① チームは、チームリーダーの参加の下、原則として、四半期に1回開催する。ただし、チームが必要と認めた場合には、随時開催することができる。

- ② チームは、必要に応じて、メンバー以外の職員や外部有識者に参加を求めることができる。

2. 予算監視・効率化推進グループ

- (1) チームの下部組織として「予算監視・効率化推進グループ」（以下「グループ」という。）を設置し、チームの実務作業及び事務局を担う。
- (2) グループメンバーは大臣官房会計課、政策評価官室及びその他関係部局の職員をもって充てる。

Ⅱ. 予算監視・効率化に向けた取組み

1. 支出に関する計画

- (1) 平成22年度については、厚生労働省予算の大事項（＝施策目標）毎に、支出の予定時期及び予定額、年度当初から事業を計画的に執行するための目標と具体的方法を盛り込んだ支出に関する計画を作成する。（別紙2）
- (2) (1)のほか、庁費及び旅費については、事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われていないか、国民の目から監視を可能とするため、目毎に支出に関する計画を作成する。（別紙3）

2. 支出に関する計画の進捗把握・管理

- (1) 支出に関する計画については、適切に進捗状況（実績）を把握・管理し、四半期毎に公表する。
- (2) 庁費及び旅費についての支出に関する計画については、月次で進捗状況（実績）を把握・管理し、四半期毎に公表する。

3. 自己評価の実施

- (1) 四半期毎に、予算監視・効率化に向けた取組み全体の自己評価を実施し、公表する。

- (2) 年度終了後に、予算執行計画にかかる総合的な自己評価を実施し、実績とともに公表する。

4. 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

(1) 公共事業の箇所付け

- 水道施設整備事業のうち上水道整備事業について、支出負担行為実施計画の決定前に、チームにおいて事前審査を実施する。

ただし、執行に緊急を要する場合には、支出負担行為実施計画の決定後にチームに報告し、チームはその内容を点検する。

(2) 補助金の交付決定

- ① 平成22年度については、「補助金不正事案の再発防止策のとりまとめについて」（平成21年12月24日）を踏まえ、補助金のうち公募型補助金を対象を絞って重点的に予算執行の監視を実施する。

- ② 補助金のうち公募型補助金の交付決定については、各補助金所管部局が設ける評価委員会等において、交付決定前に事前審査を実施しているため、チームはその結果について事後報告を受け、その内容について点検する。

(3) 重要な調達

- 重要な調達については、公共調達委員会において、調達前に事前審査を実施しているため、チームはその結果について事後報告を受け、その内容について点検する。

5. 予算執行に関する国民からの声の受付とその対応・改善への取組み

- (1) 広く国民から、予算執行に関する声を受け付けるため、厚生労働省のホームページ上に専用ページを設ける。

- (2) 国民からの声については、定期的にチームに報告する。

- (3) 年度終了後に、国民からの声の状況とその対応・改善結果等を取りまとめ、公表する。

6. 予算執行の効率化等に向けた職員の意識向上を図る取組み

- (1) 予算執行の効率化等に関する取組みの人事評価への反映

人事評価の目標設定に当たって、「コスト意識・ムダ排除」の視点から、予算執

行の効率化に関する取組みを盛り込む。

(2) 予算執行の効率化等に関する取組みの職員からの提言募集

職員より予算執行の効率化等に関する提言を募集し、有効な提言については、取組みとして実践する。

(3) 会計事務職員に対する意識向上を図るための研修の実施

毎年開催している「会計事務職員研修」において、予算執行の効率化等に関する取組みを研修のカリキュラムに盛り込む。

7. 予算要求への反映

(1) 予算執行計画にかかる取組みで得られた結果については、予算要求へ反映する。

(2) 会計検査院の決算検査報告における指摘、決算に関する国会の議決、行政評価・監視結果に基づく勧告、財務省の予算執行調査結果等について、改善措置の実施状況をフォローアップし、その結果を予算要求へ反映する。

8. 省内の各種プロジェクトチームや外部機関との連携

(1) 省内各種プロジェクトチームとの連携

チームは、「コスト削減・業務改善プロジェクトチーム」をはじめとする省内の各種プロジェクトチームと必要に応じて連携し、予算執行計画にかかる取組みを実施する。

(2) 外部機関との連携

会計検査院、財務省主計局、総務省行政評価局、行政刷新会議等と連携し、それらの行う調査や取組み等に積極的に協力する。

9. 予算執行の情報開示の充実

予算執行の透明性・効率性を高めていくために、予算執行に関する情報開示を充実する。このため、以下の事項について、厚生労働省のホームページにおいて公表する。

(1) 予算支出状況

○ 厚生労働省予算について所管・組織・項別に毎月の支出状況を四半期毎に

公表する。特に、庁費及び旅費については目別までの支出状況を公表する。

(2) 公共調達に関する情報

- 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、競争入札と随意契約の別、公共工事と物品等・役務の提供の別に分けて、全ての契約(少額のものを除く。)にかかる情報を公表する。
- 随意契約により調達を行っている契約については、「厚生労働省随意契約見直し計画」(平成19年1月改定)に基づき、競争性のある契約への移行を進めるとともに、競争性のある契約に移行できなかった契約については、①契約名、②移行予定年限、③移行困難な理由を公表する。

(3) 公共事業等に関する情報

- 主な補助事業について、支出負担行為実施計画の決定後、遅滞なく、以下の項目を箇所別に公表する。
 - ①実施都道府県名
 - ②事業名
 - ③全体事業費
 - ④効果・目標値等(B/C等)
 - ⑤当該年度の事業費
 - ⑥前年度の公表内容から変更がある継続事業の場合の変更理由及び内容

(4) 補助金に関する情報

- 補助金等の交付決定について、四半期毎に各四半期終了時から45日以内に以下の項目について公表する。なお、交付決定額の公表が、交付先法人における入札予定価格を推知させる等の特段の問題がある場合は、公表時期を遅らせることができる。
 - ①事業名
 - ②補助金交付先名
 - ③交付決定額
 - ④支出元会計区分
 - ⑤支出元(目)名称
 - ⑥交付決定にかかる支出負担行為の日

(5) 特定の経費についての情報

- 委託調査費
委託調査費の支出状況について、四半期毎に以下の項目を公表する。
 - ①調査の名称と概要
 - ②契約の相手方名
 - ③契約形態
 - ④契約金額

⑤契約締結日

⑥成果物

○ タクシー代

タクシー代の支出状況について、四半期毎に、会計別、組織別に公表する。

10. 補足事項

- (1) 予算執行計画について修正等を行う必要がある場合には、チームにおいてその修正等を決定する。
- (2) 平成22年度予算執行計画にかかる取組みは、平成22年度開始時点から実施することを基本とするが、困難なものについては、年度開始後、できるだけ速やかに実施する。

厚生労働省予算監視・効率化チームメンバー

- チームリーダー : 長浜副大臣
- サブリーダー : 山井大臣政務官
- 事務局長 : 官房長
- 事務局長代理 : 総括審議官、政策評価審議官
- 事務局次長 : 大臣官房会計課長、大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房地方課長、政策評価官
- 事務局次長代理 : 大臣官房参事官（会計担当）、大臣官房参事官（人事担当）、大臣官房参事官（総務担当）、大臣官房参事官（地方担当）
- メンバー : 大臣官房国際課長
大臣官房厚生科学課長
統計情報部企画課長
医政局総務課長
健康局総務課長
医薬食品局総務課長
医薬食品局食品全部企画情報課長
労働基準局総務課長
職業安定局総務課長
職業能力開発局総務課長
雇用均等・児童家庭局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局援護企画課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
保険局総務課長
年金局総務課長
社会保障担当参事官
労働政策担当参事官
中央労働委員会事務局総務課長
- 外部有識者 : 長崎 武彦（新日本有限責任監査法人相談役）
井出 健二郎（和光大学経済経営学部教授、東京医科歯科大学大学院講師）